

一般社団法人にしのみや観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人にしのみや観光協会と称する。英文では Nishinomiya Tourism Association と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、西宮市の観光地域づくりの中核機関として、市内事業者、市民団体、市内大学や市民等と連携して、戦略的に地域の魅力を高めることにより、地域資源を活用した観光の振興並びに産業振興及び地域活性化、市民のシビックプライド醸成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光地域づくり戦略の企画立案及び実施
- (2) 観光地域づくりに関連する調査研究
- (3) 誘客イベント及びプロモーションの実施
- (4) 物産振興に資する事業
- (5) 西宮市からの委託業務
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合は、官報に掲載する。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同した団体、法人及び個人事業主を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、一か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員の除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 当該社員が死亡又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 社員の除名
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (5) 各事業年度の事業報告及び収支決算
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分

(9) 理事会において社員総会に付議した事項

(10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事(会長)が招集する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事(会長)に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、総会の日1週間前までに発する。ただし、書面による決議を行う場合は総会の日2週間前までに発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事(会長)がこれに当たる。

2 代表理事(会長)に事故があるとき又は欠けたときは、社員総会に出席した社員の中から議長を互選により選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

3 社員総会に出席することができない社員は、予め通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代表理事、監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事（会長）とする。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員報酬等）

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬額等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事は、次の各号のいずれかに該当する取引をしようとするときは、あらかじめ理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第30条 当法人に、任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代表理事、監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 会 員

(会員)

第38条 当法人に、会員を置くことができる。

- 2 会員は、当法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体、法人及び個人事業主とする。
- 3 会員は、当法人の資料及び情報の提供を受けることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 基 金

(基金の拠出等)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認を受けた事業計画及び収支予算に係る書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。この場合において、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項各号の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 前2項に規定するもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

第11章 附 則

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 長谷川 賢司、藤田 邦夫、吉井 良昭

設立時代表理事 吉井 良昭

設立時監事 長野 丈太郎

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

住 所 西宮市六湛寺町10番3号

設立時社員 西宮市 市長 石井 登志郎

住 所 西宮市櫛塚町2番20号

設立時社員 西宮商工会議所 会頭 森本 直樹

住 所 西宮市社家町1番17号

設立時社員 西宮神社 代表役員 吉井 良昭

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人にしのみや観光協会設立のため、設立時社員 西宮市 外2名の定款作成代理人 司法書士吉岡大地は、電磁的記録である本定款を作成し、これを電子署名する。

令和5年3月27日

設立時社員 西宮市
市長 石井 登志郎

設立時社員 西宮商工会議所
会頭 森本 直樹

設立時社員 西宮神社
代表役員 吉井 良昭

(付則) 令和6年6月27日改正
第20条及び第37条 議事録の署名又は記名押印